

大地の恵みを活用する人間の営み

— 日野地方のたたら製鉄を素材として —

葛西大和

一 私とたたら研究

本題に入る前に、私がどうして、たたらに関心をもつようになったかについて、お話ししたいと思います。足田館長の紹介にありましたように、私は、大学院の博士課程を修了した年の一九七二年四月から、助手として岡山大学に採用されました。

岡山大学に赴任したことがきっかけで、私は、たたら製鉄が盛んに行われた中国地方の各地を観光して回る機会に恵まれました。今日、「観光」という言葉は物見遊山の意味で使われることが多いのですが、本来の意味は、各地方の自然や人間の生活ぶりをつぶさに観察して記録するとい

うもので、岩倉遣欧使節団のアメリカとヨーロッパ視察旅行の概要を一般向きに纏めた『米欧回覧実記』という本の扉に、この二文字が印刷されていますから、ご記憶のある方もおられることでしょう。

ところで、岡山大学の地理学教室は、鳥取に岩永あれば、鳥根には庄司ありと云われた庄司久孝先生が、短い期間ですが、教授として在職された教室です。庄司久孝先生は、鳥取の岩永先生、広島の前井先生とともに、当時、中国地方のたたら研究の御三家の一角を形成しておりました。こうしたことも、私がたたらに関心をもつきっかけになったように思います。しかし、その当時私は、若気の至りで、近代における産業の発展していく側面、とくに近代工業や

都市研究に関心があり、しばらく、今治や西脇の調査をしておりました。その後、いずれ日本にもその時がくると考えて、イギリスの不況期における産業立地と地域政策の研究に転じて、一〇年ほど日本研究から遠ざかりました。イギリスの研究を終えた頃から、年齢のせいでしょうか、それともイギリス病に罹ったせいでしょうか、産業の衰退していく側面に、主要な関心を払うようになりました。発展と衰退の両者を併せ見ることで、日本の近代における諸地域を捉え直すというのが私の視野にありました。この時点で、たたら研究に入る条件はあったのですが、人生とはなかなか旨くないかないもので、一九八八年の秋から山形大学に転任することになり、たたらへの道は遠のいてしまいました。

山形大学に移ってから、近代における河川交通や商品流通の研究を通して、日本の近代において衰退していった産業への関心は、高まりこそすれ、衰えることはありませんでした。周知のように、たたらはあまりにも奥が深く、結果を出すまでにはかなり時間と労力がかかるので、うっかり手を出すことはできません。しかし、そうこうするうちに、たたら研究に新しい進展があり、その動向を山形からやぶにらみしていた私は、果たしてルビコン河を渡るべきか否かの決断を迫られました。すでに五〇代になっており

ましたから、乗り出すべきか、それとも、断念すべきかの決断をしなければいけない年齢になっていたからです。新しい研究に着手するためには、従来の研究では明らかになっていないことを解明できるだけの見通しを立てられるか否かを確認する作業から始まります。たとえ、ここに鉄山師の文書があっても、それが利用できる環境になれば、新しく始める研究に見通しをつけることはできません。そこで、予察調査を実施してから結論を出すことに決めて、最初に、鳥根県と鳥取県下で、たたら関係資料の所在調査を実施いたしました。一九九五年のことです。そして、一九九七年の秋に、先代の近藤孝四郎氏にお会いして文書閲覧のご承諾をいただき、以後、その際に同席されて仲介の労をとって下さった影山猛先生（近藤家文書を整理されて文書目録を作成する傍ら、日野郡のたたら製鉄に関して多面的な分析を展開して成果を公表されておられた）のご指導を受けて、根雨で文書を閲覧するようになったのは一九九八年の春からのことです。しかし、私の調査は二〇〇〇年の鳥取県西部地震の発生によって中断を余儀なくされました。公文書館において燻じよう作業を終えた文書を、新たに作成された通称「安藤目録」に依拠しつつ調査を再開したのは二〇〇四年の夏からです。今日、話題提供者として名を連ねているのは、このような経緯があったからです。

もちろん、年に一、二度、公務の間を縫つての、たかだか一週間程度の文書調査では、何ができませんようか。おそらくは数万点を超えると思われる文書群のごく一部しか調べることができません。九牛の一毛という譬えがあるように、まだまだ氷山の一角の文書しか目を通していないので、今日ここで報告するのは拙速の感を免れません。このように、近藤家のたたら関係文書の解読は実に遅々たる歩みながら、それでも、最近になってようやく、日野地方のたたら製鉄について具体的なイメージをもつことができるようになりました。これまで、近藤家をはじめ、実に多くの方からご援助を賜りました。この機会に、この場を借りて御礼申し上げます。

それでは、そろそろ本論に入ります。前半は、日野地方でたたら製鉄を可能とした「大地の恵み」について、後半は、日野地方のたたら製鉄業の変遷と、その中で近藤家の鉄山経営についてお話ししたいと思います。

二 日野地方でたたら製鉄を可能とした自然の条件について

七〇歳の人間に、その間に生きてきた歴史があるように、大地には大地の生い立ちの歴史があります。大地は『古事

山岩に属し、花崗岩や閃緑岩は深成岩に属します。岩石の結晶構造の違いは冷却のされ方と関係しており、深成岩は火山岩と比較して、結晶の粒が大きい岩石になります。等しく花崗岩と云つても、日野地方で見かけるものと、六甲山麓の御影で産出されることから「御影石」と呼称されているものとは全く異なります。ここに持参したものは、北欧で私が採集した花崗岩です。ご覧のように、組織は緻密であり、砕くのは容易ではありません。かのノーベルがダイナマイトを考え出した背景には、土木工事をするのにせよ、結晶組織が緻密にして硬い花崗岩を破碎する方法を考案しなければならぬという事情がありました。花崗岩なくしてはノーベル賞も存在しなかつたかも知れない、というエピソードです。実際、北欧では三〇億年前に遡れる花崗岩が存在します。地球の年齢が四六億年ですから、いかに古い起源をもつ花崗岩かが分かります。中国地方の花崗岩は、たかだか、一億年前にしか遡ることができませんが、広い範囲に分布しています。中国地方の地質条件は大地の恵みをくれました。明治二〇年代後半と云えば、すでに、たたら製鉄、したがって、それに連動する砂鉄採取業も、すでに縮小過程に入っていますが、その当時の砂鉄採取箇所の広がりには花崗岩の分布範囲と強い相関を有しています。大阪鉱山監督署が編集作製した管内鉱山図にもとづ

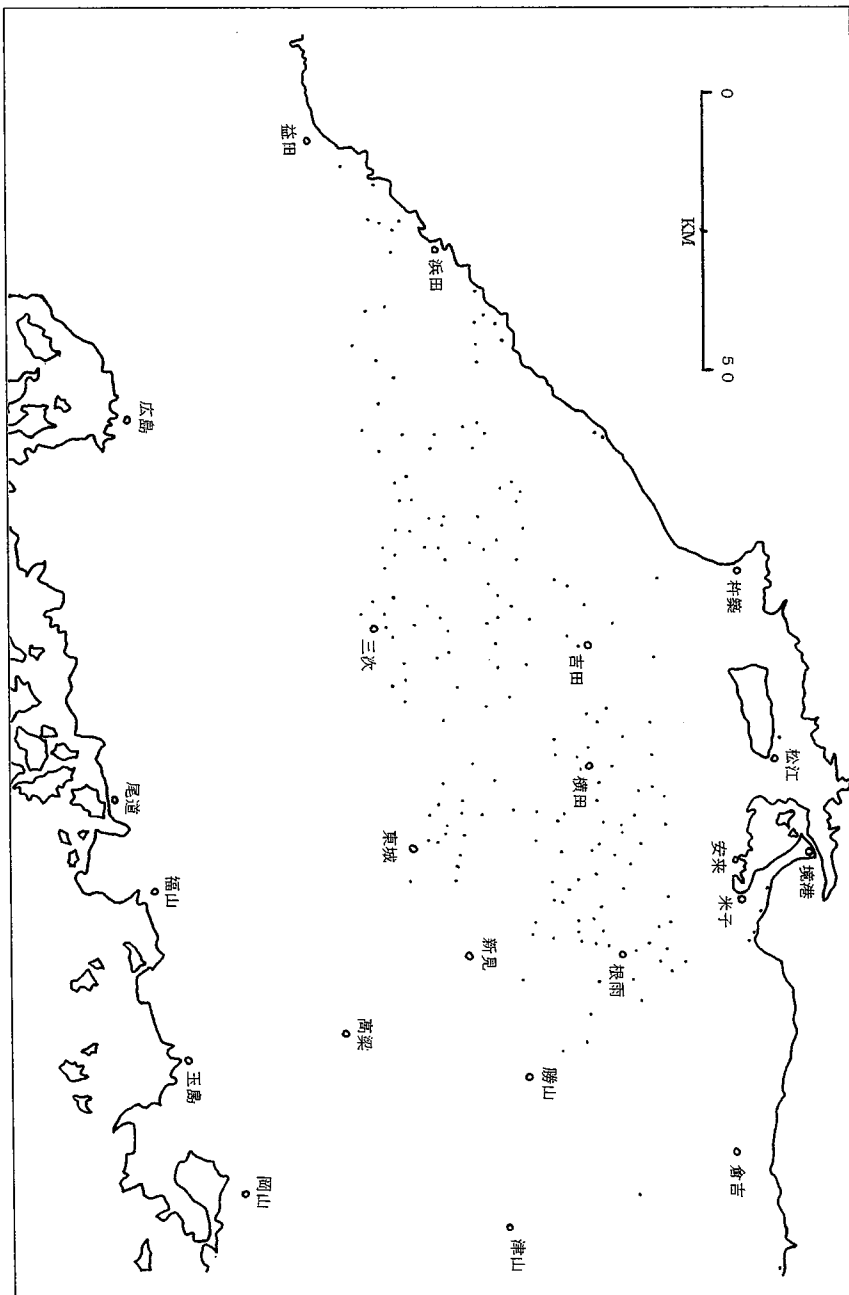
記』や『旧約聖書』の冒頭に記述されているような神の創造物ではありません。また人間が創造したものでもなく、宇宙の進化と地球の進化の過程で造られたものです。その意味で、大地は自然の恵みといえます。大地は人間の生活の舞台ですから、そこで生活を営む人間の生活は、直接間接に、その制約を受けることとなります。伯備線に乘車して高梁から新見に向かうと、鍾乳洞で名高い井倉洞があります。また、この近辺には、石灰岩を採掘している箇所を見かけることができます。阿哲地方の石灰岩は三億年前の珊瑚礁が隆起してできたもので、歴史を遡れば、暖かい海域でしか生息できない珊瑚が、群れをなして生きていた証拠になります。セメントの原料として現代の社会において欠くことのできない石灰岩は、生物の遺骸によってできています。これもまた人間が造つたものではなく、自然の恵みです。

自然の恵みといえば、中国山地とその周辺には、かつては「鉄砂」と呼称された砂鉄があります。この砂鉄は、地下の深いところで形成された花崗岩や閃緑岩の中に微量に含有されているものです。花崗岩類は灼熱のマグマが地下の深いところで冷却固結してできた火成岩の一種で、浅いところで急激に冷却されてきた火山岩に対して深成岩と呼称されています。安山岩をはじめ、玄武岩や流紋岩は火

いて作成した次頁の〔図一〕は、改めて説明するまでもなく、すべての砂鉄採取箇所を網羅的に図示したものではありません。中国地方における砂鉄採取地の大まかな分布状態を示しています。

ところで、花崗岩は、石英と長石と黒雲母あるいは角閃石を結晶鉱物とする岩石で、副成分として磁鉄鉱、正確に云うと含チタン磁鉄鉱が含まれています。結晶鉱物の膨張・収縮率はそれぞれ違いますから、この花崗岩が長い間空気に曝され膨張と収縮を繰り返すことで、鉱物の組成をばらばらにする作用、すなわち風化作用を受けます。この風化作用は、水が浸透することで表面から深部へと及びます。鉄穴の坑口の高さは、美作では五丈から八丈、メートル法に換算すると、凡そ一五メートルから二四メートル、鳥根県の「郡村誌」には坑口の高さ一〇〇丈を超すものも記録されています。花崗岩地帯ではいかに深層風化がすごかったかを窺うことができます。この数字は、赤木先生と貞方先生が指摘された数字をはるかに上回っています。話しを元に戻すとして、分解された結晶鉱物が洗い流されてしまうような条件があれば、風化は緩やかにしか進行しません。氷河の作用で地表面が鏡のように磨かれている北欧では、真砂土のような花崗岩が分解してできた風化生成物を見ることはできません。中国地方は、この点でも、大地

[図1] 中国山地周辺の砂鉄採取地の分布 (明治29年)



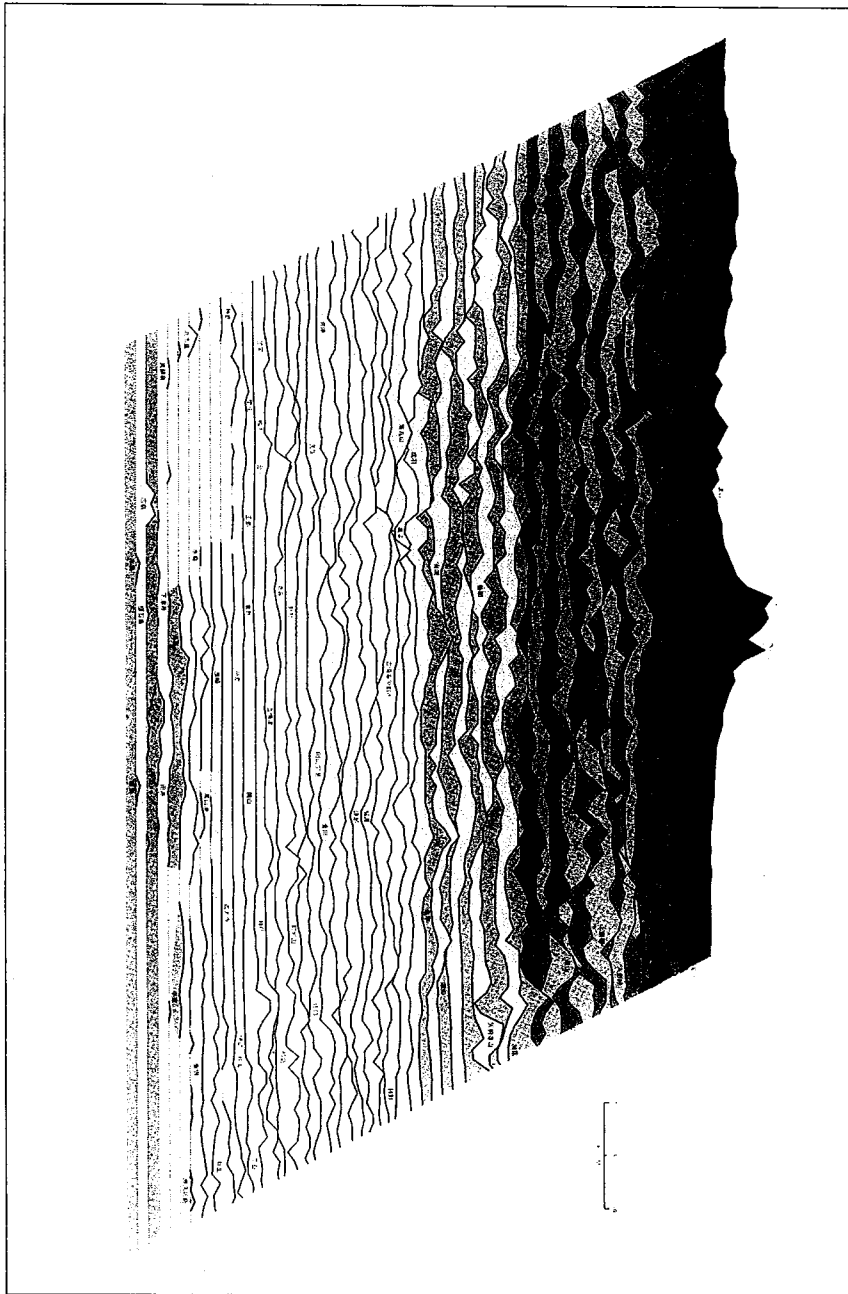
の恵みを受けているのです。

中国地方の地形条件もまた、分解された花崗岩類からもたらされる砂鉄の受け皿として機能しています。次頁の〔図2〕は、瀬戸内海上空から伯耆の大山方面を眺望した投射断面図です。投射断面図は一定の幅ごとに地形断面を切って、その高さをやや誇張して表現したもので、大地の起伏の状態を視覚的に再現する地形計測法の一つです。一見して、中国地方の地形は、高さの異なる三つの地形面に区別することができます。海拔一〇〇〇〜一二〇〇メートルに高度を揃えるのが中国山地面、その前面には三〇〇〜六〇〇メートルに高度を有する吉備高原面が広がり、一番低いところに三〇〇メートル以下の瀬戸内面と呼称されている地形が展開しています。全体としては、どこまでもうねうねとした波浪状の地形が広がり、高梁川や旭川の谷がそれを浸食している様が見てとれます。高梁川に沿って高梁の町から井倉洞、新見と廻り、谷田峠を辿ると、大倉山が聳えています。高梁川に合流する成羽川を遡ると東城、小奴可となり、道後山に達します。同様に、旭川の谷は、福渡から落合、勝山、美甘、新庄、四十曲峠と辿ることができません。峠を越えれば根雨になります。ここで吉備高原に注目しましょう。吉備高原の名称は、森鷗外や西周と同日津和野出身の小藤文次郎という旧帝国大学の地質学者が

命名したのですが、山陰側でこれに対応するのは石見高原になります。日野地方はその東端にあたります。吉備高原は、いわゆる隆起準平原と考えられ、その生い立ちの歴史はまだ見解の一致をみていませんが、高原を切ってつくられた谷底からは、急な坂道を登らなければ到達できません。別の表現をすれば、吉備高原や石見高原は、深い谷と高原状の平らな地形を特色としています。浸食がまだ及ばない高原状の地形、言い換えると、起伏が小さくならかな地形という条件こそ、一方で風化を促進させ、また他方では風化生成物をその場所に沈積させる役割を果たしたのです。改めて、投射断面図に注目してください。吉備高原も中国山地も、山頂はほぼ一定の高さを保っていることにお気づきでしょう。遠くから眺めて山頂がほぼ一定の高さにあることを山頂の定高性と申します。花崗岩類の風化生成物を濯流する鉄穴流が行われたのは、こうした地形条件をもったところからです。国土地理院発行の地形図をご覧ください。日南町では、鉄穴流しによって改変された地形をいたるところに確認することができます。等高線の乱れている山腹あるいは山麓の緩斜面地に鉄穴流しの行われた痕跡が残っています。

地表の起伏の状態を知る方法としては、投射断面図とは別に切峰面図があります。これは、実際の地形に大風呂敷

【図2】 投射断面図（瀬戸内海上空から伯耆の大山地方を眺望）



を被せて細かな起伏を消して山頂の高さを連ねたものと考
えればよく、元の地形が浸食によって失われる前の起伏の
状態を知る手がかりになります。鳥取県西部を中心とする
中国山地北部について、切峰面図を作成すると、高度三〇
〇〜六〇〇メートルに広い平坦な地形面を確認することが
できます。この部分こそ、日野地方の鉄穴流しによるた
ら製鉄が行われた核心部に該当します。脊梁を形成する中
国山地は、この辺りでは全体として山陰側に張り出し、海
までの距離が短いために、中国山地から流れ下る河川は急
勾配となります。日野川の河床断面は、高梁川や旭川より
勾配がきつく、それは舟運の利用を妨げる要因になりまし
た。

これまでの説明によってお分かりいただけたと思います
が、中国地方の地質と地形は、人間がこれらの創造に関与
していないので、自然の恵みと云うことができます。同じ
意味で、森林の生育を可能にする気候条件もまた自然から
の贈り物であると云えます。森林の生育には十分な気温と
降水量が必要です。日本列島は中緯度の冷温帯から亜熱帯
に位置し、周囲を海に囲まれているために、明瞭な乾季が
ないという森林の生育には適した気候条件を備えています。
日野地方で雑木の萌芽更新が可能なのも、降水量が豊
富なためです。エネルギー資源としては永遠につづく循環

資源である木炭の収炭率は、最大でも炭材の二割程度に過
ぎませんが、そのエネルギー転換率は約四〇％に達するの
で、その熱効率は石炭を大きく上回り、炭材を木炭に転換
して利用する方法は、エネルギー利用の知恵としては、じ
つに巧妙な利用法でした。たたら製鉄は、一定のサイクル
で輪伐を繰り返すことで森林資源を管理して、炭材の枯渇
を防止するという合理的な森林利用の形態として注目され
ます。そこには人間の知恵が投影されていました。
中国地方で展開したたたら製鉄は、以上述べたような地
質・地形・気候条件の上に成立した産業であり、大地の恵
みを巧みに利用する営みでした。

三 日野地方のたたら製鉄―鉄山の変遷及びたたらと 住民の生活との関わり―

これまでは、大地の生い立ちの歴史が、たたら製鉄を考
える上では重要である、ということを描きつけてきました。
しかしながら、大地は人間の生活の舞台であるといつて
も、地球からの贈り物である大地の恵みを現実化するの
人間の側の働きかけによります。砂鉄や木炭を使うこと
によって銑すくや鋼はがねを造れるという知識と技術がなければ、大地
の恵みも無用の長物に終わるからです。翻って、人間の歴

史を振り返ると、日本列島に人間が住み着くようになったのは、たかだか三万年から四万年前といわれ、弥生時代以降でも、二千年程度の歴史でしかありません。

何時の頃からなのかはつきりしませんが、含チタン磁鉄鉱を利用して銑を製造するということが中国地方で開始されました。ヤマタノオロチ伝説や船通山神話や金屋子信仰は、山陰地方では、古い時代から鉄づくりが行われていたことの証左になります。しかし、鉄の生産が軌道に乗ることは、混乱の時代ではありえず、平和な時代になってからのことであると考えるのが自然ですから、たたら製鉄が中国地方の各地で盛んになるのは、早くて一七世紀、常識的には、一八世紀以降になってからのことに属します。その意味でも、長い眠りから目覚めて、事実上、初めて陽の目を浴びた鳥根県旧吉田村の田部家のたたら経営文書の説明が待望される所です。

日野地方のたたら製鉄については、これまでも、『鳥取県史』、『日南町史』、『日野町誌』で取り上げられ、資料の復刻や紹介が行われています。また、武井博明、安達三二、影山猛、赤木祥彦、貞方昇の諸先生方による研究が、すでに蓄積されており、また、近藤家のたたら経営については、とくに中尾鉦先生と影山先生の一連の研究と、最近では加地先生による検討が行われています。そのような次第で、

まるので、その影響が強く現れていない時点の資料であることが理想です。しかし、文書というものは必要がなければ作成されることはなく、私達の虫のいい注文に耳を傾けてはくれません。一般に、鉦と鍛冶屋の稼業年数は短く、頻繁に打ち替えが行われるために、鉄山の時系列変化を追跡することは容易ではありません。

私がこれまで調査した範囲ですが、明治五年に作成された「鉄山地主稼主並出鉦銑鉄鋼売高代価入費残品取調帳」が、日野地方の鉄山に関する最も信頼できる資料のようです。そこには、明治二年から四年までの日野郡内の鉄山が網羅されています。しかも、稼業主や鉄山所在地の地主の氏名が記載されています。庶民でも苗字を名乗ることができる時代になりましたから、鉄山稼業主の姓名が記載されています。明治維新にともなう諸々の社会的変革の反映がここにも現れています。明治四年分について稼業中の鉄山に限定して示したのが、次頁の「表1」です。

休業中のものを含めると、鉦は三〇、鍛冶屋は二三となります。その内訳は、鉦単独一六、鍛冶屋単独六、鉦と鍛冶屋を併設するもの一二と整理できます。操業実績のある二八の鉦の内訳は、銑の出来高で五〇〇駄未満一五、五〇〇駄以上一二、不明の分が一となります。駄数に〇・六二五を掛けてみます。この数字は地鉄が錬鉄となる際の換算

私がつけ加えることは何もありません。しかし、それでは話しの腰を折ることになりますので、今日は、これまでお世話になった近藤家文書を始めとして、日南町所蔵文書、公文書館所蔵文書などへの感謝を込めて、落ち穂拾いをしてきた結果をお話ししたいと思います。

日野地方のたたら製鉄については、古いことは記録が残存していないので、よくは分からないようです。早い時期に、印賀地方に進出して開鑿に従事する過程で発見した砂鉄を利用して、いち早く鉄の生産を始めた木下家や古都家ふるこのような土豪、あるいは、その後鉄山経営に乗り出した黒坂の緒形家や生山の段塚家といった有力鉄山師の文書が、ごく一部を除いて現存していないことが、日野地方のたたら製鉄についての説明を困難にしていると云って差し支えないでしょう。鉄穴については幕末期の詳しい文書が近藤家の文書に残存しているので、『鳥取県史』に採録されている鉄山たたら（鉦・鍛冶屋）に関する記録を補完できるような資料の発掘が待たれる所です。

日野地方における鉄山の動向を解明するためには、鉄山の名称と稼業主についての記録が必要になります。鉦で生産される銑や鋼、ならびに鍛冶屋で製造される錬鉄についての記録が伴っていれば、理想的です。さらに云えば、安政の条約によつて、一八五九年以降は諸外国との貿易が比率として使用されるものです。五〇〇駄は三二・五、およそ三〇〇駄の錬鉄相当量になります。五〇〇駄以上の銑を生産する鉦は一二で、この内近藤家が所有する吉延山鉦と若杉山鉦、千代清蔵の井ノ原山鉦、西村久治郎の秋原山鉦は、一〇〇〇駄以上の銑を生産する大規模鉦です。近藤家は、吉延山鉦と若杉山鉦以外に、当時、金沢山と間地山を経営しています。両者とも、七〇〇駄以上の銑を湧かせている規模の大きい鉦です。その一方で、日野地方には、三〇〇駄未満の小規模鉦が一〇を数え、しかもその多くは鍛冶屋を併設しておりません。これらの鉦で生産される銑は、そのまま販売されるか、あるいは、錬鉄の素材として鍛冶屋へ販売されたこととなります。なお、明治四年の銑の出来高は約一四、六〇〇駄、錬鉄は六六〇〇駄、鋼は二六〇駄ですから、当時の日野地方のたたら製鉄は、錬鉄の製造を主体とするものであったことが分かります。試みに近藤家が占める比率を計算すると、銑の三〇%、錬鉄の三八%となります。すでに明治初年の段階で、近藤家は不動の地位を確立していたこととなります。なお、近藤喜八郎や入沢格治とともに、日野郡の鉦山用掛の役にあった松田屋系譜の「西松田屋」（木下九八郎）の所有になる大菅山と大谷山は、休業中の鉦として資料に記載されています。明治初年以降については、同種の資料を確認することが

[表1] 明治4年における日野地方の鉄山（鉦・鍛冶屋）の動向

仮番	鉄山名称	所在地	稼業主	住所	鉦	鍛冶屋	鉦・鍛冶屋
1	湯谷山	湯谷村	岡村福太郎	多里宿	○		
2	久城山	上萩山村	溝口良蔵	上萩山村			◎
3	正土原山	上萩山村	竹本政市	中藪村	○		
4	栄山	法道寺村	渡辺為三郎	法道寺村	○		
5	鉄吹山	水谷村	妹尾平九郎	水谷村	●		
6	佐木谷山	佐木谷村	来間宇三郎	三部村	○		
7	篠原山	葉侶村	川西亀蔵	葉侶村	○		
8	谷吉山	佐木谷村	青砥孫八	大宮宿		□	
9	谷中山	山裏村	木下太平治	山裏村	●		
10	深塔山	下阿毘縁村	木下彦四郎	下阿毘縁村	●		
11	大原山	下阿毘縁村	岸和吉	下阿毘縁村	○		
12	折渡山	折渡村	藤原伝三郎	折渡村	●		
13	栄原山	折渡村	青砥孫八	大宮宿	○		
14	福栄山	榎垣内村	山本熊蔵	榎垣内村			●
15	福沢山	菅沢村	山本熊蔵	榎垣内村		□	
16	福永山	久住村	山本熊蔵	榎垣内村			◎
17	大沢山	生山村	木下常吉	生山村			◎
18	井ノ原山	井原村	千代清蔵	井原村			◎
19	大吉山	石原村	角田留十郎	石原村			◎
20	金山	宗金村	石倉清重	宗金村	○		
21	花口山	花口村	西村吉郎	月瀬村			◎
22	倉谷山	下石見村	西村久治郎	下石見村	○		
23	秋原山	菅沢村	西村久治郎	下石見村			●
24	*1	金持村	杉本源十郎	根雨宿		□	
25	*2	俣野村	吉原三平	根雨宿			◎
26	*3	安原村	杉本源重	根雨宿	○		
27	*4	吉延村	近藤喜八郎	根雨宿			◎
28	間地山	間地村	近藤喜八郎	根雨宿			◎
29	金沢山	洲河崎村	近藤喜八郎	根雨宿	○		
30	若杉山	大坂村	近藤喜八郎	根雨宿			◎
31	塩滝山	井原村	近藤喜八郎	根雨宿		□	
32	三谷山	武庫村	近藤喜八郎	根雨宿		□	
33	大谷山	津地村	杉原次郎作	安原村		□	
34	仲屋山	濁谷村	梅林喜平治	根雨宿	○		

典拠：鉄山地主稼主並出鉦鉄鋼売高代価入費残品取調帳（資料番号5205）

注1 ●は鋼づくりも行われている鉦。

注2 *1、2、3、4は、それぞれ金持山、金栄山、大杉山、吉延山と推定される。

注3 仮番26の杉本源重は、仮番24の杉本源十郎と同一人と推定される。

できません。日野地方におけるその後の鉄山の動向を把握するには、他の資料を利用して復元するしか方法がありません。最初に思いつくのは、国や県が作成した統計書類です。しかしながら、『鳥取県統計書』において個別鉄山についての記録が掲載されるようになるのは明治一五年以降のことなので、明治五年以降の期間については空白状態です。ウイーンで開催された博覧会用に編さんされた『日本地誌提要』⁴の記録には伯耆国の会見・日野・河村三郡の鉄山が記録されています。その間の鉄山の様子を窺う資料として貴重ですが、残念ながら詳細が不明で、第一級の資料とは云えません。そこで、再び近藤家の文書に残されている日野地方の鉄山に関する控えを参考に、明治一〇年代以降の鉄山の動向を復元してみます。この控えには休業中の鉦や鍛冶屋が含まれていると考えるのが自然です。その点を考慮しても、明治一〇年代の後半に、日野地方の鉄山数が著しく減少していることが分かります。『日本地誌提要』には記録されていた河村郡の鉄山も姿を消しています。それにつれて、近藤家が所有する鉄山だけが目立つようになっています。しかも、近藤家の鉄山の存続年数は長期化しています。どうして、そのようなことが可能になったのでしょうか。この問題は、影山先生がすでに指摘されていますが、後ほど検討したいと思います。なお、注意を要す

るのは、『鳥取県統計書』の鉄山に関する記載内容は不完全だということです。これは、行政に携わっていた人の怠慢によるものではなく、その大部分は、そもそも、鉄山を「工場」として把握することが難しかったという理由にあります。それでも『鳥取県統計書』の記載内容はまだいい方で、職工数一〇人以上、年度によっては五人以上の作業場を「工場」と見なして、その調査結果を記録しているはずの『工場通覧』⁵では、ごく少数の鉄山しか記録されておられません。

次に、たたら製鉄が日野地方の人々にとっていかなる意味をもっていたかについて考えてみます。この問題を考察する上で参考になる資料がいくつか残されています。「鳥取県日野郡鉦業取調書」⁶と題する日野郡役所が作成した資料（史料一）⁷です。これは『日本鉦業会誌』という全国規模の学会誌に採録されています。明治二〇年代の半ばに編集されたと考えられるこの文書の控えが、近藤家の資料群に含まれています。

〔史料一〕

一 砂鉄採取ヶ所数 五百九拾六ヶ所

内

四百四拾七ヶ所 現業ノ分
 百四拾九ヶ所 休業ノ分
 一 鉦ヶ所数 式拾九ヶ所 内

式拾三ヶ所 現業ノ分
 六ヶ所 休業ノ分
 一 割鉄鋸冶場ヶ所数 式拾五ヶ所 内

式拾五ヶ所 現業ノ分
 休業ノ分ナシ

一 砂鉄採取業ニ従事スル人員 千五百廿五人

此採取高概数 五百四拾万三千三百六十貫目

一 鉦業ニ従事スル人員 五百八拾人

此製鉦高概数 百六十四万七千六百六十六貫目

一 割鉄鋸冶業ニ従事スル人員 五百三拾三人

此製鉄高概数 五拾貳万三千三百廿一貫目

一 大炭焼業ニ従事スル人員 千八百八十四人

此製炭高概数

四百九十壹万三千四百五十三貫目

一 小炭焼業ニ従事スル人員 七百六拾六人

此製炭高概数 百拾七万六千五百四拾四貫目

一 砂鉄大炭焼灰木釜土運搬ニ従事スル人員

千七百七拾三人

一 同上 馬数 千四百四拾頭

一 同上 車輛 式百四拾貳両

一 銑鋸鋼細鉄製鉄運搬ニ従事スル人員 七百八拾壹人

一 同上 馬数 七百三拾六頭

一 同上 車輛 式百三拾貳両

一 鉦業ニ関シ前記外取得ヲ為ス人員 千四百四拾八人

一 割鉄鋸冶業ニ関シ前記外取得ヲ為ス人員 七百三人

一 右人員合計八千九百五拾五人之内製鉦業及割鉄冶

業大炭焼業等ニ従事スルモノ概ネ式千貳百九十七

人ハ製鉦所区域内ニ居住シ之レガ家族平均壹戸三

名トシテ六千八百九十壹人ハ当業者ヲ扶助スルヲ

以男女共凡拾才以上ノモノハ何れも相当ノ業ニ従

事ス

一 本郡戸数七千七拾四戸ニシテ鉦山ニ従事スルモノ

前陳之如シ其外他県下他郡ヨリ入込ミ鉦業ニ従事

スルモノ夥多ナルモ其数明瞭ナラズ

鉄山に關係する諸人夫の全体像は、鉦内で働く人々、鍛

冶屋で働く人々が鉄山の核を形成し、それを取り巻いて、大炭と小炭の炭焼きに従事する人々、鉄穴流しに従事する人々がいて、さらに、これらの原材料や各種鉄製品などの運搬を担う人々が支えている、と考えれば理解できます。

これが鉄山をめぐる労働力編制の姿です。鉄山に關係する総人員は、少なく見積もっても「八千九百五拾五人」に達するといふのですから、直接間接に、たたら製鉄に關係する人の割合は、それだけで、日野郡の三万三千人の人口の二七%になります。家族を含めると、その数字はもっと大きくになります。鉄山が集中している奥日野に限定すれば、この数字はさらに大きくなります。また、鉄山に關係する「八千九百五拾五人」の内の約二五%は「製鉦業及ビ割鉄鋸冶業大炭焼業」に従事しており、彼らだけで「六千八百九十壹人」の家族を扶養していると云うのですから、これを合計すれば、約九千二百人が鉄山の仕事によつて生計を成り立たせていることになります。鉦と鍛冶屋に附屬して設けられる山内集落に居住する人々がその主要部分を構成していることは明白です。これが鉄山の労働力編制の中心にあつて、その周辺に專業もしくは家計補充の形で、鉄穴の流し子や炭焼きの山子、あるいは諸荷物の運搬夫に従事して働く村方の住民がいる、と考えることができます。なお、「鳥取県日野郡鉦業取調書」及び「日本鉦業会誌」上

の数字は、いずれも本文の説明と一致しない誤りを含んでおります。引用に際しては注意が必要です。

今ひとつ興味深い資料をご紹介します。それは「鳥根県勸業月報」の第二九号（明治一三年一〇月）に収録されている「鳥根県管内各郡常食物調査表」と題する資料です。当時の鳥取県は鳥根県の管轄に属していた關係で、このような表題になっております。内容は、調査時と一〇年前（明治三年頃）と二〇年前（万延元年頃）の庶民の常食物に關する調査です。そこで注目されることは、伯耆國の中で、食料米の比率が一番高いのが日野郡であつたという事実です。その比率七分一厘三毛は他郡を大きく上回っています。会見郡の食料米の比率は五分五厘五毛、同じく八橋郡は六分に留まっています。一〇年前と二〇年前についても、状況に変化はありません。つまり、日野郡は、米を常食する比率の高い地方だつたといえます。因幡國の米どころ邑美郡の八分には及びませんが、法美郡を上回り、鳥取県全体でも、日野郡の地位は揺るぎません。奥地ほど田畑が少なく山間地となる日野郡で米を常食する比率がこれほど高いのは、たたら製鉄と關係していると考えるのが自然です。なぜなら、鉄山で働く人々の常食物は、外國米を含め、米であつたからです。明治一三年時点で、食料米以外の日野郡の常食物の比率は、麦が二分五厘二毛、雑穀が

三厘五毛ですから、食料米の地位は圧倒的です。鉄山での重労働は米なしには成立しえなかったという事実と、日野郡の米食率の高さは対応関係にあると判断できます。

さて、鉄山の変遷及びたたら製鉄と住民の生活との関わりに焦点を当てながら、明治初年以降における日野地方のたたら製鉄について考察してきました。安政の開港の影響を蒙りながらも、鋼生産への進出によって存続してきた日野地方のたたら製鉄も、明治一〇年代後半には未曾有の不況に見舞われ、その嵐の中に投げ込まれることとなります。廃業する鉄山が続出して、たたら製鉄をめぐる状況は厳しさを増してきました。たたら製鉄は明治一四、一五年をピークとして衰退に転じ、中国地方の大鉄山稼業者は、国には鉄の買い上げを陳情する一方、県には運転資金の借入を申請して、この困難を打開しようと試みました。鳥根県でも事情は同じで、運転資金の借入願いが県庁文書に残されています。

鉄山の衰退は、たたらに従事している人々の生活を襲い、村方の住民の生活へも影響を及ぼすこととなります。近藤家では、先代の平右衛門の跡を継いだ喜八郎の代になり、新宅の雄四郎と喜八郎二男の勝瀬八郎治の協力を得て、この困難に立ち向かうこととなります。運転資金借入願いは認められませんでした。官営広島鉄山において試みられ

ていた技術革新への取り組みに刺激を受け、村方から鉄山誘致の働きかけがあったのを契機に、小型の蒸気機関の導入を企てる一方、他方では経営の合理化を図り、たたら経営の刷新に乗り出すこととなります。ここでは、鍊鉄や地物を製造する鍛冶屋での作業に、原材料の銑と鋸を供給する役割を担う鋸の費用構成において圧倒的割合を占める砂鉄と大炭を調達する領域である鉄穴流しと鉄山林について考察することによって、近藤家がたたら経営を大正期まで存続できた秘密に迫りたいと思います。

四 近藤家のたたら経営について

洋式の製鉄法に対し和式の製鉄法あるいは在来の製鉄法と称されるたたら式とも云える製鉄法は、洋式製鉄法が鉄の含有率五〇%以上の鉄鉱石をコークスと石灰石を投入して繰り返し使用可能な高炉で燃焼させて銑鉄を生産する技術を完成させたのとは対照的に、花崗岩類に微量に、〇・三〇・五%程度しか含まれていない粉末の鉄を一代ごと

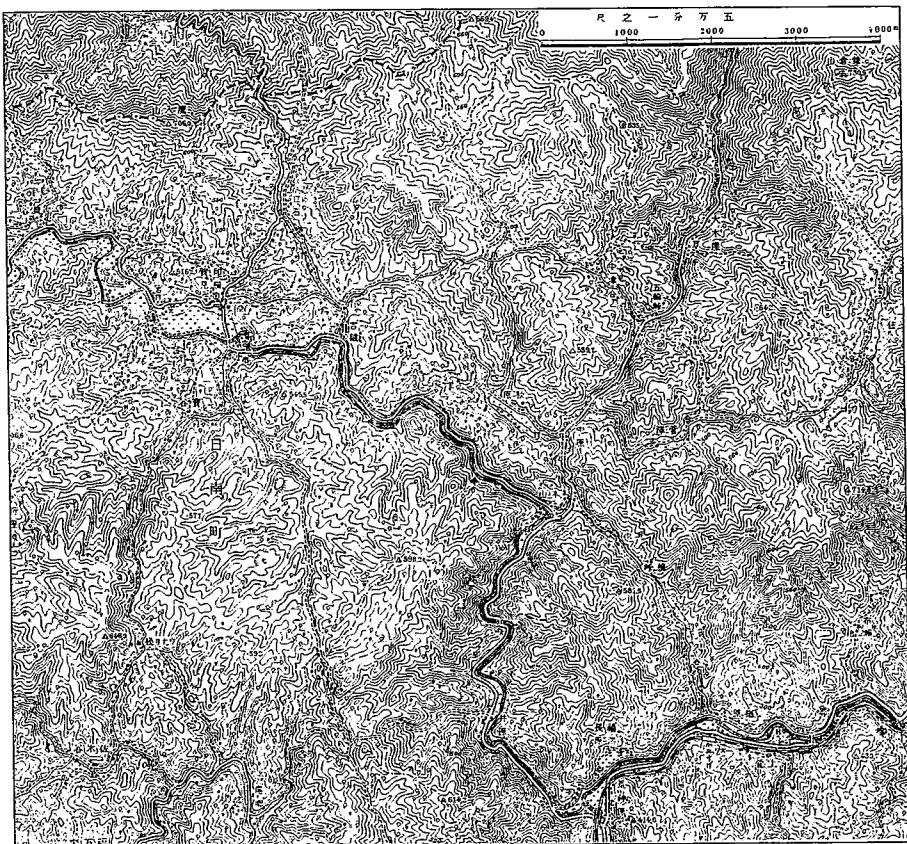
さて、鉄山の経営においては、秘伝の技術を有する村下

を頂点とする働き手の確保と再生産が不可欠であるとともに、原材料となる砂鉄と大炭の安定的な確保が生命線になります。何となれば、砂鉄（小鉄）と大炭は、鋸の費用構成において大きな部分を占めているからです。近藤家の文書中に、銑押法と鋸押法のそれぞれについて、製品の製造に要する費用の内訳が砂鉄・大炭・工費・職工人夫に区分して示してある記録が残されています。それによると、銑押法では、砂鉄代は三九%、大炭代は三三%、鋸押法では、砂鉄代は三五%、大炭代は三七%となっています。この数字は明治三〇年代末の近藤家の鋸における平均的な費用構成を記録していると考えられます。また、費用の内訳を砂鉄・大炭・賃金・経費・事務所費に区分している別の資料によると、吉鑑山の場合ですが、大正五年に砂鉄代三六%、大炭代二五%、大正六年に砂鉄代三四%、大炭代二八%となっています。菅福山の場合は、大正五年に砂鉄代三八%、大炭代三〇%となります。原料調達費用は、鉄山によって、また年度によって異なりますが、いずれの鉄山においても、砂鉄代は費用の三五%、大炭代は同じく三〇%前後と見なすことができます。砂鉄代と大炭代をできるだけ安く抑えることがたたらを存続させる上でのポイントとなります。

(一) 鉄穴流し

最初に、生産費において最大の費用を占める砂鉄の採取、いわゆる鉄穴流しについて考えてみます。日野地方では鉄穴流しのことを「濯流」と云います。鉄穴流しは、土塊を水とともに下流に流すことによって土塊を細かく砕いて、その中に微量ながら含まれている鉄の成分を回収するものです。ところが、この一種の比重選鉱法によって採取される砂鉄の歩留まりは、流し山によって異なり、また、流し子の腕前によっても一様ではありません。「本家鉄穴山手算用帳」や「砂鉄採取山手請取帳」には、鉄穴ごとの採取砂鉄の数量と、それを正味に換算した数量、並びに鉄穴流しが行われた懸り山の持主に対して支払われる山手の歩合と砂鉄駄数が記録されています。鉄穴流しは、通常、請負契約を結びますが、鋸に運び込まれる小鉄の品位は、並洗・中洗・上洗・真洗に区分されます。真洗は例外的であって、普通、並洗か上洗で、時には、中洗という記載が見られます。砂鉄洗いの程度は、定まった歩合を意味するものではなく、相対的な洗い立ての程度と理解すればよいでしょう。一般的には、洗い方がよくなるにつれて、並洗から中洗、上洗、真洗となります。並洗でも正味が二分から六分、あるいはそれ以上のこともあり、洗い方の絶対的な基準を定めているものではありません。中洗は五分から

〔図3〕吉鑑山周辺の地形（国土地理院発行の地形図）



七分、上洗は六分から八分、真洗は八分から九分と理解すればいいと思います。砂鉄は採取の数量ではなく正味の数量で取引されるので、契約で定めた洗い立ての歩合（「定歩」と云います）を上回ることを「歩上り」、逆に下回ることを「歩欠」と云い、採取砂鉄の歩合に応じて引き取り値段が上下するという仕組みです。正味に換算した数量は、「投歩正味」あるいは「正味投」と呼称されていたようです。

採取砂鉄の歩留まりの決め方についての興味深い文書があります。備後国八銚村の三坂地内にある後金屋子鉄穴に関する定約証に、次のような内容が記載されていました。仕事始めの秋に関係者立会いの上、山口の本場の砂鉄を封印したものを標本砂鉄として定めること、春上がりに一〇〇駄ごと鉄と対比して歩留まりを決める、というものです。なお、本場に対する落場の砂鉄については、本場の採取高の

二割は無条件で買上げるとい慣習があったようです。

さて、鉄穴流して採取された砂鉄は、鉦に運び込まれるままでは流し子の責任になります。それでは、砂鉄はどのように分配されたのでしょうか。この点に関して明文化されている文書は極めて稀です。前頁の〔図3〕をご覧ください。

日野川に合流する印賀川の急流を遡ると吉鑑山があります。ここから北西の方向へ目を転じると立石という集落があります。その左手にある山が立石山という鉄山林です。立石山には鉄穴が相当数ありましたが、その内の立石鉄穴に関して、明治一年に「取換条約証書」が作成されました。

〔史料一〕

一 印賀宿之内字立石山之儀ハ従前ヨリ山持主鉄穴持主區別ニ相成居素ク鉄穴流場所者境界有之ニ付鉄穴持主ノ進退仕来リ候処御一新御改正ニ付而ハ、流山土地料等山持主鉄穴持主之間ニ苦情相発シ今般、田淵吉蔵立入取嘆双方立会懇ニ協議之上、同山ノ内鉄穴口不残本年ヨリ来明治十八年迄丸七来尾、山持主鉄穴持主組合相流可申和談ニ相成、條約左之通取極メ申候
従来流シ来ノ鉄穴八口ハ勿論其他見込之場所所有之

候得共新口亦ハ旧口堀替等勝手次第之事

附リ 年々鉄穴懸開之儀ハ山持主鉄穴持主集會協議之上取計可申事

一 山手小鉄ハ 五歩山持主 五歩鉄穴持主 夫々持歩ニ割符可致事

附 取小鉄山手者勿論流し子歩前共、是亦持歩二割合勝手ニ進退候事

一 山并ニ鉄穴地券税山懸ハ山持主ヨリ上納鉄穴懸ハ鉄穴持主ノ上納之事、其他諸普請入用始メ流し方ニ関スル諸費者山持主鉄穴持歩へ割賦出金之事

一 鉄穴流子籠小屋入用薪之儀ハ流山口落木ヲ以取計可申若シ不足之節ハ枯木古槽ニテ仕舞候様、山番ヨリ嚴敷締相立可申事、勿論流子自宅へ薪負帰リ候儀ハ堅ク不相成様締相立置候事

右之通双方熟談ノ上條約取極メ候処実正也、然ル上ハ相互ニ尽力鉄山稼方追々盛大ニ相成候様取計申度、万一議定ニ洩不都合之廉出来候節ハ双方懇談相互都合能取極メ、勿論期限済ニ相成候上ハ其節鉄穴之盛衰ニ寄双方不都合無之様追年期條約可致事、為後念之鉄穴組合稼方取換証書連署仍而如件

明治十一年寅十月三日

立石山持主惣代 根雨宿

近藤喜八郎
同山 鉄穴持主 大宮宿
青砥孫八郎
同断 同宿
段塚吉十郎
同断 同宿
青砥吉壽郎
証人 同宿
田淵吉蔵

これによると、山の持主と鉄穴の持主との間にもめぐりがあったので、間に人が入って調停した際に交わされた文書であることが分かります。採取砂鉄は流し子と山手に分けられます。前者は流し子前、後者は山手前と云います。山手砂鉄に対する権利は、山の持主と鉄穴の持主との間で等分に分けることが改めて明記されています。おそらく、それまでは長い間の慣習で、このような取決めを文章化する必要はなかったものと思われませんが、時代の変化でどうか、それとも、私のように、誰かがこの文書を見て喜ぶ姿を見たかったのでしょうか、幸いなことに貴重な文書が残されました。

ところで、山手砂鉄を五歩と五歩の比率で配分すること

は日野地方で広く行われていたようですが、そのことを裏付ける文書にはなかなか遭遇しません。水懸りや濯流のための土地条件が複雑な鉄穴においては、五歩と五歩の配分比率ではなく、それぞれの事情に見合った配分方法が採用されていたようです。鉄穴持主への配分は、その持ち歩合、つまり持分によって分配され、正味の取小鉄を時価で換算して、持主に金額が支払われたことを、西阿太上山地内の灰ヶ谷鉄穴の例が示しています。

〔史料三〕「明治三十九年 砂鉄買入帳（吉鑑山）」

一 並 千四百駄
正味 五百太改
内 山手三歩七厘 百八十五駄
代 九拾九円五拾七銭九厘 前半期
六拾六太八合四勺四才 三割六歩一厘三毛一八九 本家
五三八代 三拾五円九拾六銭貳厘
三拾四太六合八勺七才 老割八歩七厘五毛 妹尾 正治
代 拾八円六拾六銭貳厘

式拾三太老合式勺五才 老割貳歩五厘 青砥吉壽郎
代 拾五円四拾四銭壹厘
式拾四太五合老勺式才 老割三歩貳厘五毛 木下彦四郎

残而正ミ 三百拾五駄 流子前
四一五代 百拾円七拾貳銭五厘
外二 貳円五拾貳銭 流子前百駄二付八十銭下付
×金 百三十三円貳拾四銭五厘

五四〇代 拾三円拾八銭七厘
(五三八) 外二 四銭九厘
拾六太老合八勺七才 八歩七厘五毛 青砥 治一
五三八代 八円七十銭九厘
六太九合三勺七才 三歩七厘五毛 青戸 長造
代 三円七拾三銭貳厘
七太八合六勺式才 四歩貳厘四毛九九三 井上近太郎

これまでの説明で、山手あるいは山手前は、山持取前と鉄穴取前からなることがお分かりいただけたと思います。山持と鉄穴持にとっては、山手の歩合が大きいほど、流し子にとっては、流し子前が大きいほど、収入が大きくなる訳ですから、この歩合には無関心ではいられません。濯流する場所の事情に応じて、毎年その取決めがなされたはずなのに、不思議なことに、契約書がほとんど残っていない。

代 四円貳拾三銭 井上松四郎
老歩 老歩 井上松四郎
代 九拾九銭五厘 近太郎座へ
老歩 青戸茂八郎持分 西村 茂八
代 九拾九銭五厘 同上へ
式合式勺老才 八毛六九四八三(老厘老毛九五) 伊田喜八郎
代 拾老銭九厘 青戸長造座へ
五厘 池田金三郎
九合式勺五才 代 四拾九銭八厘

次頁の〔表2〕は、立石山口の元才鉄穴と奥矢入鉄穴について山手歩合を比較したのですが、これを見れば、山手に大きな開きがあることが分かります。また、鉄穴ごとに山手はほぼ一定していることが分かります。このようなことから、山手料は生木の生育状況や水懸りの条件、それに普請の有無などを考慮して取り決められたものと思われる。

先に指摘したように、山手砂鉄の権利を持つことは歩合に応じた収入を期待することができるので、売買の対象と

[表2] 立石山口の山手前（取小鉄の配分歩合）の変遷

年代	元才鉄穴	奥矢入鉄穴	年代	元才鉄穴	奥矢入鉄穴
明治14年	5歩7厘	2歩6厘	明治35年	5歩	2歩
明治15年	5歩7厘	2歩2厘	明治36年	5歩	2歩5厘
明治16年	5歩4厘	2歩2厘	明治37年	5歩	2歩
明治17年	4歩2厘	2歩	明治38年	5歩	3歩
明治18年	4歩6厘	2歩	明治39年	5歩2厘	3歩
明治19年	4歩6厘	2歩2厘	明治40年	5歩2厘	3歩
明治20年	2歩	1歩5厘	明治41年	5歩	3歩3厘
明治21年	4歩3厘	2歩3厘	明治42年		
明治22年	3歩2厘	2歩2厘	明治43年		
明治23年	3歩1厘	2歩2厘	明治44年	4歩6厘	3歩
明治24年	3歩9厘		大正元年	2歩5厘	3歩
明治25年	1歩	1歩	大正2年	2歩7厘	2歩5厘
明治26年			大正3年	2歩7厘	2歩6厘
明治27年	(1歩)	(2歩)	大正4年	4歩	2歩8厘
明治28年			大正5年	4歩3厘	2歩8厘
明治29年	5歩4厘		大正6年	5歩	2歩8厘
明治30年	5歩8厘		大正7年	5歩	3歩
明治31年	3歩8厘		大正8年	4歩8厘	2歩5厘
明治32年	3歩	2歩	大正9年	4歩	2歩6厘
明治33年	4歩	2歩	大正10年	2歩7厘	2歩
明治34年	4歩6厘	2歩			

典拠：「本家鉄穴山手算用帳」「砂鉄採取山手請取帳」

[表3] 道ノ子鉄穴(印賀宿道ノ子山地内)における鉄穴持主の移動

明治9年		明治28年	
持主	所有歩合	持主	備考
柴田 巖	5割	柴田覚次郎	
木下九八郎	1割2分5厘	木下 治作	除名
		青砥 治一	
青砥 孫八	1割2分5厘	青砥孫左衛門	
近藤喜八郎	1割2分5厘	近藤喜八郎	
青戸 長造	7分	青戸 長造	
井上 市蔵	2分	井上近太郎	
青戸 文吉	1分5厘	青戸忠太郎	
青戸 武平	1分		
貝谷 吉蔵	1分	貝谷 吉蔵	
		遠藤常太郎	加名
		板倉 安蔵	加名
		佐藤 久蔵	加名

典拠：「明治九年砂鉄採取場盟約歩分ヶ帳」
「明治二十八年砂鉄採取場実測図根帳」

背後には、両者の間に何かしらの関係が存在することを予想させます。歩合の大小に関係なく対等であるという原則が盟約関係であるとすれば、盟約関係が砂鉄や生木の売買を妨げることになりかねません。一人でも反対すれば、鉄穴流しができないからです。盟約関係は機能しないことになりません。もしも、そのような事態がしばしば起これば、

なります。日野地方における鉄穴の多くは、鉄山林と同じく共有形態が普通ですが、それも相当な人数の共同所有であることが特色です。例えば、吉鑑の所在地である印賀宿の下鑑山地内の藪津鉄穴は、「明治九年砂鉄採取場盟約歩分ヶ帳」に拠ると、近藤喜八郎外一三名の共同所有で、厘単位の持歩しかない持主が九名に達しています。この歩合では鉄穴取前の配分も微々たる金額にしかありません。名前を連ねて鉄穴仲間の契約をしているにすぎないという印象です。しかし、実際には、この歩合でさえ、取引の対象となっていないことが、「明治二十八年砂鉄採取場実測図根帳」と対比することで明らかになります（表3）。これによると、代替わりしている例も見受けられますが、八名が持歩合を売買しています。その歩合は近藤家に移転したと考えられます。西阿太上山地内の灰ヶ谷鉄穴の場合も、同様です。所有者が大きく入れ替わっています。藪津鉄穴ほど持歩合は細分化されていない代わりに、持歩合一〇割の半分以上が売買されています。資力に余裕のある人が引き受けているようです。鉄穴取前は、山持取前と同じように、鈔の稼業が衰退すれば価値を生まなくなる性質のものであるにもかかわらず、このような引き受け手があるということとをどのようによればよいのでしょうか。

山手前が鉄穴取前と山持取前に折半されるということの

盟約関係を維持することは困難でしょうから、そのようなことが発生しないような仕組みが、そこに存在するのではないのでしょうか。

道ノ子山鉄山林と、その地内にある道ノ子鉄穴について所有歩合を比較してみます（表4）。鉄穴の歩合は「明治九年砂鉄採取場盟約歩分ヶ帳」、鉄山林の歩合は「明治十年第十月改下調」旧十六大区 鉄山林改正地価帳」からの引用です。ほぼ同時期の資料であるので、両者の対応関係を知るには好都合です。興味深いことに、所有者の多くが一致しています。しかも、その持ち分にも、明瞭な関係が認められます。鉄山林とそれに付随する鉄穴との間には、常にこのような相関関係が成立している訳ではありませんが、同じ村の構成員でないにもかかわらず、鉄業に関して盟約関係にある者は、ある種の運命共同体をなしていたと考えることもできます。このような事情があるから、厘毛単位の持歩を有する持主が出現したと考えることができます。

さて、ここで、山口の鉄穴については、本場とその下流側に設けられる落場を含めて、鉄穴流し（濯流作業）に従事する流し子が、流し子料（流し子前）として採集砂鉄の七割から八割の配分を受け、残りの部分を山手料（山手前）として、鉄穴流しの行われる場所の鉄山林所有者と鉄穴所

[表4] 鉄穴歩合(道ノ子鉄穴)と鉄山林(道ノ子山)所有歩合との相関

道ノ子鉄穴		道ノ子山	
持主	所有歩合	持主	所有歩合
柴田 巖	5割	柴田覚次郎	5割
木下九八郎	1割2分5厘	木下 治作	6分5厘
		青砥幸壽郎	7分
青砥 孫八	1割2分5厘	青砥孫左衛門	1割2分5厘
近藤喜八郎	1割2分5厘	近藤喜八郎	1割2分5厘
青戸 長造	7分	青戸 長造	7分
井上 市蔵	2分	井上 市蔵	2分
青戸 文吉	1分5厘	青戸 文吉	1分5厘
青戸 武平	1分		
貝谷 吉蔵	1分	貝谷 吉蔵	1分

典拠：「明治九年砂鉄採取場盟約歩分ヶ帳」
 「(明治十年) 旧十六大区 鉄山林改正地備帳」

有者との間で等分するという旧慣があります。鉄山林の所有と鉄穴の所有は形式的には独立しているのですが、鉄穴持分の売買は多くの場合鉄山林の売買に付随して行われるので、鉄山林と鉄穴の間で、持主の構成とその持分比率は多少異なっても、実質的には、鉄山林の所有と鉄山林に付随している鉄穴の所有との間には相関関係があるといえます。

(二) 鉄山林

花崗岩類に○・三〇・五%程度しか含有しない、鉱石なら超々貧鉱といえる砂鉄が、さらに銑や鋤塊になる時は、歩留りが二五%前後になるのですから、砂鉄は重量を大きく減らす「重量減損原料」と言うことができます。費用構成において砂鉄には及ばないにしても、生木についても同じことが云えます。原木から大炭として残る部分はよくて二〇%ですから、この原料もまた「重量減損原料」と言うことができます。本来市場を指向すべきは鉄の生産地が原料産出地に緊縛されるのは、鉦で原料として使用される砂鉄と大炭が極端なまでに重量減損原料であるということに由来しています。

ところで、大炭は砂鉄に含まれる酸素を除去するために消費されるので、砂鉄とは異なり、一部を除いて、製品中に重量が移転するということはありません。鉦は、一回の操業、すなわち、一代で四〇〇〇貫目以上の大炭を消費する猛烈な炭喰いで、その量はほぼ一五トントラック一台分に相当します。一年間に六〇代操業する鉦での大炭消費量は実に二五万貫になります。一俵は一五キロ入りですから、これを俵に換算すると、六万俵以上になります。これだけの炭を調達するためには、一〇〇町歩近い面積が必要になります。したがって、大炭を安定的に確保するために

す。しかし、持分を有する鉄穴から得られる砂鉄は、最大でも、採取砂鉄の半分程度、多くの場合、三割以下しか配分を受けられません。鉄穴の場合は、持分所有の意味は、生木代金が所有歩合に応じてそのまま収入となる鉄山林の場合とは対照的です。鉦の費用構成において砂鉄代が大炭代より高い比率を示すのは、このような事情によるものです。鉄山林業者が鉄山林ほどには鉄穴の持歩を増やす行動をとらない理由は、おそらくこのような理由があるからでしょう。ここで、小鉄購入者である鉄山林業者が取りうる数少ない手段は、流し子にできるだけ大量の砂鉄を採取させてその分け前に預かるか、あるいは、採取された砂鉄はその時々々の相場で取引されるのが原則なので、小鉄採取契約を締結するに際して、流し子の困窮した事情に乗じて値段の交渉を有利に運ぶか、先金の貸付けによって利息を得るといった方法などしかありません。

なお、日野地方の鉄穴は他県のそれと比べて規模が小さく、鉄穴流しに従事する流し子の人数は、吉鐘山関係の鉄穴では、多くても七人程度で、大抵の場合、二、四人で操業しています。しかし、これがすべてではなく、新屋山では、鉄穴の多くは一〇人規模の流し子が組をつくって、濯流していました。

は、経営する鉦の数に見合う鉄山林を所有するか、その権利を保有していることが不可欠の条件になります。日野地方では、鉄山林も共有形態が普通の姿ですから、同盟者の協力なくして鉦の操業は成立しません。具体的には、同盟者が所有する持歩の生木を買取るという形式を踏んで、生木の伐採が許可されることとなります。共同所有でない山についても、事情は同じです。次の史料は、東阿太上山の「山林生木売渡証書」です。

〔史料四〕

日野郡宝谷村地内字東阿太上山

一 鉄山林売ヶ所 但雜木生当生木一ト毛不残

但全山四至境界ハ村役場備置根帳并ニ証書之通
 ナリ全山拾割ニシテ六割六歩六厘六毛青砥実太
 郎 三割三歩三厘三毛青砥吉壽郎兩人共有之処
 渾テ無枚目

此代金 千三百六拾円也

内

金 式百四拾円 直切即金

金 百六拾円 当五月廿日限

金 百六拾円 当十一月三十日限

金 貳百円 廿三年四月廿日限
 金 貳百円 同年十月廿日限
 金 貳百円 廿四年四月廿日限
 金 貳百円 同年十一月廿日限

× 千三百六拾円也

一 右山林伐採年限ハ本年ヨリ来ル明治三拾年十二月限之事

一 右山林地盤内へ鈷鍛冶屋建設年限中御稼或ハ御都合ニ依リ他へ越炭被成候トモ御勝手次第之事

尚道水路橋梁又ハ土砂掘取等御勝手タルベキ事

但道水路等村方之障ニ不相成様御注意之事

山返し伐り及ヒ生槽掘取被成間敷事

一 鉄穴林トシテ大炭五六百貫座御残置可被成事

一 山伐越ニ相成候ハバ代金懸ケ込方相当御払込可被成候事

一 鈷鍛冶屋場所火之元不用心之処ニテ村内之障リア

ル見込有之旨ハ協議合可被成事

一 是迄残シアル鈷林ハ御伐取可被成此替トシテ其場所ニ相当スル丈ケ最寄之場所へ御残シ置可被成候事

一 古立木一切并ニ新立木百式十本御残置可被成事

一 鉄穴流場ニ要スル所之生木ハ当方ヨリ之申出二任

事

一 古立木一切并ニ新立木百式十本御残置可被成事

一 鉄穴流場ニ要スル所之生木ハ当方ヨリ之申出二任

七直チニ御伐取可被成事

一 右山之内檜杉等ハ勿論売渡シタル旨ニアラザレハ之レガ植付アル処ハ最モ大切ニ御取扱之上該樹木之辺ニテ小炭等御焼立被成間敷候事

一 火之元大切ニ可被成万一山子小炭焼トモ火取放候節ハ山内之人別早速被差向消シ留メ被成若シ防火不及ニ至テハ伐木跡其場所ヲ見積リ相当之償金可被成事

一 鉄穴井手蓋等ニ要スル材木ハ夫レ相当生木持人ト

鉄穴流し子ト見積之上是ヲ支用候事

被成事

一 鉄穴井手蓋等ニ要スル材木ハ夫レ相当生木持人ト

鉄穴流し子ト見積之上是ヲ支用候事

被成事

一 右之通山林生木売渡定約致候処相違無御座候然ル

上ハ已后値段二高下有之候得共相互ニ聊申分無之

候前書面之通定約履行可致為后日保証人連署生木

売議定証書依而如件

明治三拾年四月六日

日野郡印賀宿九十六番屋敷

生木売渡人 青砥実太郎 印

同郡 同宿式十五番屋敷

同郡 同上 青砥吉壽郎 印

同郡 黒坂宿

同郡 同上 青砥吉壽郎 印

田地とともに資産としての価値が高かつたこととなります。

このような訳で、鉄山師にすれば、理想の形態は、鈷の操業に必要なすべての山を所有していることとなります。

その理由は生木購入代金を計上しなくても済み、その分、

銑や鋼の生産コストを削減できるからです。しかしながら、

一度伐採すると、山の木の再生には凡そ三〇年は必要です

から、同一の鈷を自分持の山だけで長期間操業するために

は、一操業年あたりの大炭の必要量に計画操業年数を掛け

た分の大炭生産能力を有する広大な鉄山林が必要となります。

そうすると、今度は、山の歩合を買取るための経費が

厩大になり、それは経営の負担につながります。鈷は猛烈

な山喰いですから、鉄山経営者としては、日野地方の資産

家が主に所有している鉄山林の歩合が売りに出されるよう

なことがあれば、資金が許す限り、その持歩を引き受けて

おいた方が鈷の経営に有利に作用することになります。

近藤家が日野地方でその歩合を所有する鉄山林について

記録していると考えてよい「明治十年第十月改下調旧十五

大区内 鉄山林改正地価帳」と同「旧十六大区 鉄山林改

正地価表」で計算すると、鉄山林の面積は約七五六〇町歩

になります。この内、近藤家が所有する歩合を鉄山林ごと

に換算して合計すると、約三五〇〇町歩ほどになります。

ただ、この数字はこの帳簿が作製された明治一〇年頃のも

日野郡根雨宿
 近藤喜八郎 殿

保証人 緒形 弘藏 印

この史料は、近藤家が青砥両家の持分の山の生木を買取った際の契約書です。伐採に際してはこと細かな規約があったことを窺うことができます。鉄山林の所有者にとつては、山が周期的に産み出してくれる生木という自然の恵みが関心事で、その再生に心を配るのは当然と云えば当然のことです。

東阿太上山は九〇町歩に満たない山ですが、これに対して一三六〇円の対価が支払われています。三〇年生の生木が売買の対象になったと仮定して、年間に均すと四五円強になります。この間の山の維持管理費を差し引いたとしても、四〇円以上の収益はあったと考えることができます。

この収益を明治二二年の米相場から換算すると、一〇俵程度になるでしょうか。三〇年間の米の平均値段の変動を考慮すると、実際の収益はもっと大きかったと考えてよいでしょう。この間の米の平均相場が半分であれば、二〇俵になります。これに相当する小作料を田地から得るためには、当時の反収と小作率から推定すると、奥日野では二町歩位と考えられます。このように、日野郡では雑木生えの山は、

ので、鉄山林の所有歩合はその後も移動しているため、所有主と歩合の移動を整理しなければなりません。朱書きの修正だけなら容易に判読できますが、移動のあるごとに、それを貼り紙（和紙の短冊）にして修正しているため、判読できない箇所もあります。その後、近藤家はさらに六六〇町歩ほどの持歩を増やし、明治二〇年代の初め頃には、その所有面積は約四一五五町歩に増加しています。この面積は七五六〇町歩という鉄山林面積の五五％に相当する大きさです。確かに大きな数字ですが、「鳥取県日野郡是」に拠ると、日野郡の山林原野面積七万五千町歩の内半ば以上は草生地で、天然の薪炭林は面積二万八千町歩と見積られているので、四一五五町歩というのは山林原野に対しては五・五％、天然の薪炭林に対しては一五％に相当します。ところで、前述の資料には、個人持ちの内林は含まれていないので、約六〇〇町歩の内林を加えると、大炭と小炭を調達できる近藤家の山林面積は、帳簿上の反別で、日野郡下に五〇〇〇町歩近い規模に達していたと推定することができます。

なお、ここで指摘しておきたいのは次のことです。近藤家の鉄山林の持分の増加は大部分、同家が関係していた山の内部で行われていること、他方で、明治初年の段階で、近藤家が銑鉄の三〇％、錬鉄の三八％と、日野郡の鉄山師

〔表5〕吉鐘山関係の主要鉄山林の概要

鉄山林	町反畝歩	近藤家の持分	外共有人数	主な共有者
呼子山	234町3反6畝23歩	8割6歩4厘1毛	8	段塚 芳平
野路山	48町5反8畝 4歩	5割5歩 4毛	5	柴田覚次郎
野五郎山	16町9反6畝 3歩	7割	不明	
菅沢山	124町2反3畝 2歩	6割4歩5厘8毛	11	妹尾 正治
秋原山	130町8反6畝29歩	8割7歩5厘4毛	5	西村吉太郎
川東山	113町4反2畝 6歩	7割	4	柴田鶴次郎
川西山	64町8反8畝26歩	5割4歩1厘6毛	3	聖神社
立石山	221町9反8畝16歩	7割5歩	3	段塚吉十郎
吉ヶ谷山	70町9反4畝12歩	8割5歩1厘3毛	6	青戸幸壽郎
下鐘山	181町5反2畝26歩	8割5歩1厘3毛	6	青戸幸壽郎
高入山	84町6反 8歩	4歩1厘6毛	不明	
二部山	74町5反1畝10歩	1割2歩 5毛	不明	
道ノ子山	129町5反5畝 2歩	1割2歩 5毛	8	柴田覚次郎
西阿太上山	88町7反3畝23歩	2割4歩1厘6毛	11	妹尾 正治
糠谷山	48町3反5畝14歩	4歩5厘	12	入沢 格治
虫尾村	67町3反8畝 7歩	4歩1厘7毛	71	入沢 格治

典拠：「(明治十年第十月改下調) 旧十六大区 鉄山林改正地価帳」

とは、それだけ大炭や小炭の調達コストを抑えることができるわけで、こうした条件を有する山と、他の共有人が大きな持分を有する山、あるいは東阿太上山のように、全山

としてすでに不動の地位を確立していたことを考え合わせると、いわゆる林野の官民有区分にあたって、地方の有力者が、どさくさに紛れて山林の所有権を取得して大山林地主になったという指摘は、ここ日野郡の説明には当てはまりません。日野郡においては近藤家の例に見られるように、明治初年段階に、すでに大山林所有者が発生していますが、それは共同所有という林野所有形態をなお基本的に維持しながら、その内部での持分の移動によって、大山林地主に成長しているのであって、林野の単独所有による排他的な山林所有形態での大山林地主ではありませんでした。鉄山林の持分の増加、その結果としての大山林所有は鉦の操業基盤を強化することに直結しており、それは鉦経営にともなう必然の結果であったといえます。かつて「大山林地主」と称された木下家、入沢家にしても、ある時期には、日野地方の有力な鉄山稼業者であったという事実が、これを物語っています。

次に、鉄山林をどのように組み合わせ利用したか、その実際を下鐘山に打ち込まれた吉鐘山鉦を例に説明しましょう。吉鐘山鉦の周囲には多くの鉄山林が配置されています。山ごとに、明治二〇年代初頭の近藤家の所有歩合〔表5〕を見ると、近藤家が持分の一〇割を所有している、いわゆる丸持の山はここには存在しません。持分が大きいこ

他人所有の山と組み合わせることで、吉鐘山は明治一四年から大正年間までの長期間操業を可能にしました。

(三) 鉄山勘定

近藤家は、後発の鉄山師であったため、隣接する美作国へも進出して鉄山を営業しました。大正末期に、岡山県真庭郡新庄村に台帳面積で一三七一町歩の山林を所有していたのは、その名残です。鉄山師としての地歩を確立した近藤家は、日野地方の有力鉄山師が所有していた鉄山林の持歩を引き受け、また内林を買い増しては、日野地方を代表する大鉄山師に成長を遂げます。そのような発展の経緯があるため、美作地方では、輸送手段やルートは鉄山を打ち込んだ村方との契約にも規定されることになりました。伯耆と美作の鉄山で生産された錬鉄や銑鉄を天保七（一八三六）年に大坂に開設した支店に送る際、近藤家は運送費について綿密なコスト計算をしています。通常、中国山地寄りの鉄山からは、美作の新庄を経由して勝山まで陸送後、旭川の水運で岡山河港まで運び、そこから和船を使って水運で大阪に到達するルートが利用されました。備後国に近い鉄山からは、新見まで陸送後、高梁川の水運を利用して玉島港まで運び、そこから、瀬戸内海を小舟で運ぶというルートが利用されています。玉島の柚木文庫のなかに、そ

のことを記録している文書があります。また、口日野の鉄山は云うに及ばず、奥日野の鉄山からの荷物は、当初は米子に至る陸上ルートが利用されてきました。安来港へのルートの利用は後になってからのことです。明治になって道路の改修が進展するようになると、山越えのルートを利用していた奥日野の鉄山も、次第に陸上ルートに転換してきます。安来と米子に運ばれた鉄鋼類は、それぞれの港から和船に積載されて北国地方と大阪方面に運ばれていたのですが、後には、蒸気船が寄港できる境港まで海上を輸送して、そこから大阪方面に運ばれるようになります。

次に経営的な観点から近藤家の鉄山経営について補足しておきたいと思えます。近藤家の文書には、「天保十一年鉄山勘定帳」「安政二歳鉄山勘定帳」「明治十二歳鉄山勘定帳」「明治十二年鉄山勘定帳」「明治十三年鉄山勘定帳」「明治二十一年鉄山勘定帳」と「鉄山勘定帳」六冊が保存されています。しかし、その記載内容や形式は様ではありません。一般的には新しいものほど記載内容が詳しくなるようです。また、鉄山によつては損益計算が全く不可能な場合があり、また年次ごとの損益計算が不可能なものもあります。明治年間に編集が始まったと考えられる四冊の「鉄山勘定帳」には、元治元（一八六四）年から大正一〇（一九二一）年までの鉄山の勘定が記録されています。ところ

一石の値段と考えれば、収益がどれくらいあったか推測できません。六つの主要鉄山の中で異様なのは、福岡山の収益勘定です。これは福岡山が近藤家の錬鉄生産の拠点として位置づけられたことに関係しています。近藤家の出来鉄東総数に占める福岡山の比率は、明治三年に三〇%台、五年に四〇%台、四年に五〇%台と漸次上昇し、大正四年に七〇%台、同六年には九〇%台に達しています。こうした錬鉄生産の集約化にもかかわらず、福岡山の収支状況は明治三五年前後が最高で、それは大正期の鉄ブームの利益を実質的に上回っていたと考ええてよいでしょう。物価高騰を反映している大正前期を除いて考えると、近藤家全体の収益曲線のピークは、やはり明治三五年前後、少し幅を広げても日露戦争期までとなります。近藤家の収益構造は福岡山を軸とするように編制替えされているので、このような並行関係が認められるのは当然です。これらの事実は、「鉄山談判記」に繰り返し記載されているように、本店から各鉄山の支配人に対して指示された儉約指令と軌を一にします。近藤家の鉦経営は、明治四〇年代の不況によつて、かつてのような収益が期待できない状態に陥っており、第一次大戦の特需で時を稼いだとはいえ、その俄ブームが崩壊するに及んで、日野地方のたたら製鉄は廃業の憂き目を見ることとなります。物価の高騰は時々の相場で取引され

が、この期間に営業を継続していたはずの金沢山を始めとするいくつかの鉄山については、それに先行して編集された「安政二歳鉄山勘定帳」に拠らないと、損益を把握することができません。その場合は、書式上の齟齬によつて、損益計算を正確に行うことができません。要するに、明治一〇年代前半までの欠落部分については、今後の研究に委ねなくてはなりません。

近藤家は、根雨の本店を管理の拠点として、独立性の高い各鉄山を有機的に結合することによつて鉄の生産を行っていました。たたら製鉄を巡る環境が厳しくなる中で送風装置の動力化を進め、さらには、明治二年に設立された福岡山に蒸気ハンマーを導入して、在来の製鉄業者の誰もが成し得なかつた鍛工部門の動力化という画期的な技術革新に着手しました。結果的には、これを梃子にして近藤家の生産体制は大きく変化します。ここでは、吉鑑山、福岡山、新屋山、菅福山、若杉山、谷中山という六つの主要鉄山の損益状況と、近藤家の鉄山全体の損益状況を検討することによつて、明治一〇年代後半の大不況期からたたら火が消えるまでの近藤家のたたら経営の軌跡を概観することにします。

鉄山の経営は、とりわけ錬鉄の価格によつて左右されます。大まかに云えば、錬鉄一駄（二七貫目）の値段は玄米の砂鉄と大炭の調達コストを押し上げ、また人件費や管理費を上昇させ、鉄価が反動によつて大暴落した時に、ひとたび高騰した諸物価は急激には下降しないという物価の下方硬直性のために、鉄山経営は最早生産コストを旧に復すことができず、鉦を存続させることは困難になりました。

和式製鉄業は、投下した資本の回収に時間を要して、目の利潤は計算しがたく、鉄の価格の変動に身を委ねなければならぬので、錬鉄の時々の相場に左右されます。それだけにコストには敏感にならざるを得ません。しかし、鉄の品位を一定の水準に保つことは至難の業です。鍛冶屋での錬鉄の生産は福岡山での蒸気ハンマーの導入以前は、手作り作業によるものだったからです。蒸気ハンマーの導入以後においても、手仕事の要素から完全に脱却することはできません。近藤家が自家製品を分類するために使用していた錬鉄と地物の印舗（印訳）は、出来上がった鉄の寸法と重量による区分であっても、鉄の品位による分類ではありません。もちろん、錬鉄にする原材料と地物にする原材料とは同じではなく、その意味での製品の差別化は図られてはいましたが、福岡山に錬鉄生産を集中する体制が確立してからでも、錬鉄の素材となる銑や鋸は鉄山ごとに異なるために、品質の不揃いという問題を払拭することは不可能でした。鍛冶屋について云えることは、鉦にしても事

情は同じです。その時々々の条件によって、砂鉄と大炭の消費量は異なり、また、製品の歩留りが変わり、湧荷の数量や品位も多様だからです。一言で表現すれば、不揃いにして不均質ということができません。機械による以前の生産方法ですから、このように成らざるをえません。規格品を大量に造れないという意味で、この生産方法は「近代代」なのです。簡単な道具を使った手仕事、経験と勘に頼るしかない鉦の操業法、生産の小規模性、一回の操業ごとに床焼をしては釜造りを行うという無駄の繰り返し、これらの諸点は、いずれもたたら製鉄に当てはまる特徴です。その内部で分業と協業が行われているという点では、鉦や鍛冶屋での生産形態は、マニユファクチュアと云えますが、特異な才能をもった技術者である村下を頂点とする技能者の経験と勘から解放されない限り、機械化の道、言い換えると、在来産業であるたたら製鉄の近代化への飛躍はありません。また、鍛冶作業における大工の労働が器械に置き換わらない限り、大量生産への道は開かれませんが、人間という生物は動力で動く機械とは異なり、食糧を補給しなければ力を発揮できません。睡眠も必要です。このような特性をもつ人間の労働を機械で置き換えるという新しい時代の到来に抗して、たたら製鉄は存続してきたのですが、ついに終焉の時を迎えました。

と、時が経つと別のものに価値を見いだして、新しいものに移行していくことを繰り返してきました。たたら製鉄を「前近代的」なものとして廃絶に至らしたいわゆる「近代的」製鉄業は、日本ではもはや花形産業ではなくなり、また製鉄業に代表される重厚長大産業に取って代わるものとして脚光を浴びた半導体も今では海外のメーカーに主導権を奪われており、残すところはサービス部門も含めて裾野の広い自動車産業のみとなりました。しかし、その自動車産業ですら、成長力には驕りが見えています。もともと云えば、米子空港が「ゲゲの鬼太郎空港」とネーミングされているという時代の変化を考えてみて下さい。この水木現象は、現代は、規格品の大量生産を可能とした産業革命の時代を超えて、人と違い、また、他の地域とひと味もふた味も違う差別化をはかれる人間のアイデアが地域を変えることができる時代であるということ象徴している現象です。最近、日野地方のたたらをモチーフにした小説が刊行されて話題になりました。ついでに、たたら伝説と技術をサブカルチャーのかたちで発信することができれば、「たたら里」としての日野地方のイメージをさらに高めることができるでしょう。しかし、地域興しはそこに生活している人々が何よりもふるさとに誇りをもつていなければ達成できません。地域イメージが確立すれば、キ

5 風土の喪失を越えて

―日野地方のたたら遺産を活かす―

最後に、日野地方のたたら遺産について考えてみたいと思います。たたらは現在では地域住民の生活とは関係のない存在になってしまいましたが、日野地方に生きた過去の人々にとっては精神的な拠り所であったに違いありません。私達は、土地や風景と切っても切れない精神的な交流が生じている時に、それを故郷として意識します。人間の意識と一体化した風景や土地が風土と云われているものです。たたら製鉄は、大地と一体化した人間の営みでしたが、そのような一体感の喪失は、ここ日野地方に限った現象ではなく、現代においては日本全国の中山間地域に、それどころか平地の農村においてさえ進行している共通した現象です。二千年余の歴史を有する田園の風景は、日本人にとっては、精神的な交流を維持する最後の砦と云うことができます。しかし、深刻なまでに高齢化が進み、農林業の担い手が極端に減少し、世代の更新がいずこも困難になっている現状を考えると、二千年かけて創り出したこの田園の風景が果たして今後維持できるかどうか、懸念されるようになりました。

人間の歴史は、あるものに価値を見いだしたかと思う

ヤラクター商品を創出するアイデアは滾々と湧いてくることでしょう。情報を発信できる処には自然と人は集まってきます。歴史上経験したことのない高齢化社会になりつつあるこの国では、高齢者は失われた精神的拠り所を求めて郷愁の旅に出ようとしています。それに応えうるような取り組みが官民の協力によってなされることを期待しています。そのためには、攻めの色々な仕掛けが必要となります。この地域に生きている人々には、たたら遺産が組み込まれているはずですが、「たたら里」に住む人々だからこそできることがあります。それは鉦で銑や鋼をつくり、また銑と鉦を使って錬鉄に加工した技術を、文化的遺産として後世に伝える役割を担うことです。しかし、鉦を再現して持続的に維持することは、島根県での例が示すように、現実的ではありません。それよりは、鉦で湧かせた銑と鉦は鍛冶屋で錬鉄に鍛工され、付加価値を高めて全国各地に運ばれ、農具や庖丁類に加工されたこと、また「印賀鋼」として古くから全国にその名を轟かせた鋼は、日本刀や大工道具類に姿を変えたことをヒントにして、鉄製品の加工産地を日野地方に創出することも一案として考えられます。いわば川下に展開して、庖丁と大工道具類と日本刀に特化した特色ある産地の形成を図り、「日野ブランド」の確立を目指す道があります。もともと、電動工具が普及

して伝統的な大工道具を使いこなせない技術者が一般的になつた今日、木の文化のもとで育まれた伝統的技術は衰微の一途を辿っており、それほどの需要は期待できないでしょう。そこで、これらの道具類を地元で活用するために、豊富な闊葉樹を原料として、デザインと組んだ、食卓用テーブルや子ども用の椅子・玩具類に特化した木工工業を育てる一方、他方では、奥山で育林されている杉や檜を活用して、最低三世代一〇〇年は耐えられる「日野式」住宅建築を考案するなど、関連する分野を集積させて、相乗効果を図っていく必要があります。活性化している処には色々な能力をもった異能の人間が集まってくるでしょう。そして、思いもつかない新しい刺激を地域にもたらしてくれます。この国に木造建築がある限り、文化財の保存という仕事はなくなりません。西岡常一さんのような宮大工を必要としています。産地の形成に合わせて、ここ日野地方から文化財の修復に馳せ参じることのできる人材を、伝統的な大工道具を使いこなせる名工を輩出することになれば、それは、別な形でのたたらへの再生になります。ついでに、千年の命をもつ木を日野の山で育てましょう。すべてはチャレンジから始まります。日野地方からたたらの伝統を絶やさないためにも、私は次の池本さんのご発表を楽しみにしております。

こと、(3) 文書を整理・解読できる人材を養成すること、(4) たたらの情報を発信できる態勢づくりをすること、(5) たたら研究の拠点として日野と日南の町立図書館をこれまで以上に整備し連携を図ること、(6) たたらが盛んだった他の地域との交流を推進すること、などは「たたら」の里」に生きている人々が一致協力して取り組むべき課題である、と私は思います。そうすれば、多少なりとも、たたらに心血を注いだ人々の供養にもなり、たたらへの火は消えても、熾き火を保存することにつながり、たたらへの遺伝子を未来につなげることができるとでしょう。私が、演題のタイトルを「大地の恵みを活用した人間の営み」とせず、「大地の恵みを活用する人間の営み」としたのは、現代に生きる人々に、「たたら」であることの自覚を促す意味合いを込めてのことです。ご賢察いただければ幸いです。

たたらへの火は消えたとはいえ、日野地方は後世に伝えられるたたらへの文化的遺産をたくさん所有しております。近藤家の文書しかり、日南町の役場所蔵文書しかりです。鉄山師の文書と行政文書がこれだけまとまった形で残存している例は、鳥根県でも見たことがありません。これらの文書は、直接的であれ間接的であれ、また、製鉄業との係わり方はそれぞれに異なっていたとしても、その大部分が鉄山によって生計を立てていた日野郡民、とくに奥日野郡の住民の生活に関する大変に貴重な文化財です。おそらく、未発掘の文書はまだまだあるはずですが、文書というものは、まとまった形である必要はなく、鉄山稼業者と流し子間の請負契約書、山手料取決め覚、鉄穴流し子の結社規約等々、もし残存していれば、それらは近藤家の文書や役場文書では知りえない地域住民の生きた記録になります。郷土の資史料というのは、地域に生きた、また生きている人々の共通の財産であります。現在、近藤家に帰属している文書、分散所蔵されている日南町の役場文書は、形式的には、それぞれ近藤家の所有であり日南町の所有ですが、これらの貴重な文書は地域住民の共有の財産でもあります。その意味で、これらの文書を保存していく責任は地域住民にもあります。(1) 文書の保存と活用のあり方を考えること、(2) 未発掘の各種情報を継続的に蒐集する

【注】

- (1) 「鉾山志料取調書入」(作州分、掘採ノ方法)、明治17年
- (2) 明治一六―一八年頃の編成(別名「皇国地誌」)鳥根県立図書館所蔵
- (3) 岸本完吉『炭』(創森社、一九九八年、134頁)
- (4) 元正院地誌課編纂『日本地誌提要』第五冊(巻之四十七 伯耆)、一八七八年(復刻版、一九八二年、臨川書店)
- (5) 「鳥取県日野郡鉾業取調書」と題する文書は、近藤家文書中に二種類(資料番号2470と同7543)存在し、若干の違いが認められる。
〔史料1〕は7543の翻刻
- (6) 武信謙治通信員「鳥取県日野郡鉾業所取調書 郡役所調査」『日本鉾業会誌』(第10輯133号、一八九四年、332―334頁)
- (7) 鳥取県立公文書館所蔵
- (8) 鳥根県庁所蔵文書〔事務請渡書〕
- (9) 拙稿「和式製鉄法によって生産された鉄の統計についての再検討」『季刊地理学』(二〇〇七年、第59巻1号、32―33頁)及び「和式製鉄法における鉄の一次生産品についての考察」、『季刊地理学』(二〇〇八年、60巻1号、46頁)を参照
- (10) 「明治四十年五月 東宮殿下山陰道御行啓ノ際献上ノ鋼説明書 及各製鉄場業務一班書入」(製鋼法の一班)より計算
- (11) 「大正五年度各製鉄場営業費一覽表」「大正六年度各山営業費

一覧」より計算

- (12) 「砂鉄採取山手請取帳」「鉄穴懸り受定約証」
- (13) 拙稿「たたら製鉄の構成要件としての砂鉄に関する統計について」『季刊地理学』(二〇〇六年、第58巻3号、154頁)及び「借区開坑願と砂鉄採取願添付絵図面に記録されている鳥取県日野郡下の鉄穴場の水利・開坑所・採取諸施設の配置と構造」、『季刊地理学』(二〇〇八年、第60巻3号、144頁)参照
- (14) 「明治三拾九年分 砂鉄採取明細表 吉鑑山」
- (15) 大正一〇年代の資料と考えられる「近藤家所有山林調査書其他関係書類一括」(『所有山林調査書』)による
- (16) 拙稿「旧鉄山師近藤家のたたら経営史料に見る鉄山林利用の実態」『季刊地理学』(二〇〇七年、第59巻3号、155-156頁)を参照
- (17) 「岡山縣真庭郡新庄村内近藤家所有山林調査」によると「推定面積千八百町歩」
- (18) 拙稿「たたら吹製鉄法の衰退期における根雨町近藤家の鑪の配置と錬鉄生産体制の転換」『季刊地理学』(二〇〇九年、第61巻3号、207-208頁)を参照
- (19) 拙稿「和鉄生産の衰退期におけるたたら経営収支に関する一考察―根雨町近藤家を例として―」『季刊地理学』(二〇一〇年、第62巻3号、183-184頁)を参照。学会誌への論文投稿の予定があるため、図は略す
- (20) 「明治四十年鉄山談判記」「大正式年鉄山談判記」
- (21) 松本薫『TATARA たたら』(二〇一〇年、伯耆国たたら顕彰会)

本稿は、平成三三年九月一〇、一一日の両日に日野町山村開発センターで開催した、平成23年度公文書館巡回講座の講義録に加筆・修正したものである。